

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

～「地震保険料控除」と「電子証明書特別控除」～

第 238 回 平成 19 年分の確定申告、新しい控除制度にご注意

2008.1.27

平成 19 年分の所得税では、以下の 2 つの控除制度が創設されたのでご紹介する。

■ 地震保険料控除

火災保険とセットでのみ加入できる「地震保険」の保険料について、5 万円を限度に所得控除を受けることができる。

■ 電子証明書等特別控除

納税者が自分の電子証明書を付けて所得税の確定申告を電子申告で行った場合、5 千円の税額控除を受けることができる。これは自分で申告する場合も、税理士に依頼して、自分の電子証明書をつけて申告する場合も同じ。「証明書」控除であること注意したい。それぞれの注意点を書いておく。まず、地震保険料控除の注意点。従来の損害保険料控除では火災保険や損害保険の保険料も控除することができたが、平成 19 年分以降は地震保険の加入分だけしか控除できない。ただし、以下のすべてに該当する長期損害保険（旧長期損害保険）については経過措置がある。

- ・平成 18 年 12 月 31 日までに締結した保険契約
- ・満期返戻金等のあるもので保険期間が 10 年以上
- ・平成 19 年 1 月 1 日以後に契約等の変更をしていない

具体的には、支払った旧長期損害保険の保険料の金額に応じて、以下の金額を所得から控除することができる。

- ・1 万円以下：支払金額
- ・1 万円超 2 万円以下：支払金額÷2+5 千円
- ・2 万円超：1 万 5 千円

なお、地震保険と旧長期損害保険の両方に加入している場合は少し面倒だ。一応、地震保険料と旧長期損害保険の控除額の合計額について、5 万円を限度に控除できることになっているが、その地震保険料と旧長期損害保険が同一の保険だった場合は、どちらか一方を選択して控除することとなる。おそらく申告書の第二表「所得から差し引かれる金額に関する事項」では、両方の保険料を記載できるようになるはずだから、間違えて記入して計算ミスをしないように注意が必要。

次に、電子証明書等特別控除の注意点。税理士に依頼した場合は納税者の電子証明書を付けなくても申告できるが、この場合は同控除を受けることができない。また、紙の申告書にも電子証明書等特別控除欄が用意されるが、誤って記入しないように注意したい。なお、給与所得者（年末調整対象者）でもこの控除を受けることができ、その場合は基本的に 5 千円が還付されることになる。還付申告の場合は 1 月 1 日より申告することができる。

この控除は平成 19 年分または平成 20 年分の所得税につき、いずれか 1 回しか適用を受けることができないことになっている。

～「IKG 税務ニュース」IKG ホームページより